公益財団法人 登別育英会奨学生選考基準運用方針

(趣旨)

1 この運用方針は、公益財団法人登別育英会奨学生選考基準(以下「選考基準」という。)を具体的に運用するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(総合判定)

2 選考は、世帯の収入が選考基準で定める収入基準を下回る者の中から、公益財団法人登別育英会定款第3条の目的に照らして、学業の成績、品行方正、身体強健、経済的困窮を総合的に勘案し判断するものとする。

(収入の認定)

3 収入の認定は、本人、世帯主より提出された別紙「生活状況等申立書」(以下「申立書」という。)による。申立書には源泉徴収票による収入のほか、生活保護等の公的援助の受給、仕送り等による収入などすべての収入を記載を求めるものとする。

(個人情報の取扱い)

4 申立書の内容は個人情報い関わるものなので、その取扱いについては他の目的に使用しないことなど、特に注意を払うものとする。

附則

この運用方針は、令和元年12月1日から施行する。